

# 業務委託契約書

お客様(以下「甲」と言う)とエス・エス・ピー株式会社(以下「乙」という)は、デザイン制作の業務(以下「本業務」という)について、下記の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(目的)

甲は乙に対し本業務を委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条(発注書)

(1) 甲が乙に委託する本業務の具体的な名称、内容、仕様、数量、納期、支払日等その他本業務に必要な事項は個別の発注書において定める。

(2) 前項の発注書については、本契約を締結した時点を持って成立する。

(3) 甲及び乙の事情により発注書の内容を変更する必要がある場合には、追加の発注書を通知し承諾を得るものとする。

## 第3条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から満1年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もない時は、本契約と同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 第4条(制作料金)

(1) 甲は、本契約が成立した時点で、乙からの請求に基づき料金及び消費税を乙に支払う。その際に発生する振込手数料等の手数料は甲が負担する。

(2) 本契約に基づく料金額は、請求書に定める通りとする。

(3) 甲からの制作料金支払いを乙が確認後制作に着手するものとする。

## 第5条(制作期間)

(1) 本契約締結後に甲からの制作料金支払いを乙が確認後発注書に定めた期間にて制作し納品する。

(2) 発注書で定めた期間以降の作業は別途料金が発生するものとする。

## 第6条(納品)

(1) 乙が甲に制作物の納品、又は印刷業者等の業者への発注依頼を行う前に、甲はインターネット上、又は画像データにてその確認を行うものとする。

(2) 甲は乙からの確認依頼通知を受領後速やかにその内容の確認を行い、確認依頼通知後 7 日以内に乙宛の連絡がない場合には、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

(3) 完成した制作物の納品は 1 度限りとし、納品した制作物に関する全ての保管義務は乙にないものとする。納品した制作物は、甲の管理のもと大切に保管すること。

#### 第 7 条(検収、瑕疵担保・契約不適合)

(1) 納品後、甲は直ちに制作物が発注書に定めた内容に合致するか否かを基準に検収を行い、発注書との相違がある場合には、納品後 7 日以内に乙に通知しなければならない。納品後 7 日以内に通知がない場合には、甲により承認されたものとする。

(2) 乙が納品後 7 日以内に前項の通知を受けた場合、再度納期を定めて補修し納品する。

(3) 本条各項の規定は、再納品された商品についても準用する。

(4) 検収が終了した制作物については、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

#### 第 8 条(条件変更)

制作物の編集・制作上の変更等により総額変更を余儀なくされた場合は、事前に乙は甲に改定金額の提示を行い、甲の承諾を得るものとする。

#### 第 9 条(所有権)

完成した上記制作物の所有権は甲に帰属するものとする。

甲と第三者との紛争において乙は請求等の一切の責任を負わない。

#### 第 10 条(制作物責任)

(1) 本制作物の校正について、最終責任は甲にあるものとする。記載された内容に関しても、乙は一切の責任を負わない。

(2) 甲の承認を得て印刷業者等の業者を選定する。印刷業者等の責任を帰すべき事由(印刷上の不備、郵送中のトラブル等)に対して乙は一切の責任を負わないものとする。

(3) 本制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても甲にあるものとする。

(4) 上記制作物が第三者の著作権、肖像権、意匠権等を犯した場合、あるいは名誉棄損や営業妨害等で第三者に損害を与えた場合は、甲が全ての責任を負うものとする。

#### 第 11 条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接且つ現実には被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し損害賠償額については、本業務の制作料相当額を累積限度額とする。

#### 第 12 条(契約の解除)

(1) 相手方が本契約の条項に違反したとき。

(2) 甲から提供された内容に、法令又は公序良俗に反するものが含まれる可能性があるとして乙が判断したとき。

#### 第 13 条(特段の定めがない事項)

本契約に定めのない事項については甲乙協議の上審議誠実を持って解決し定めるものとする。

#### 第 14 条(管轄裁判所)

本契約の履行に関して生じた紛争については、地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。